

地域包括支援センター運営協議会 会 議 録

- 1 会議名
令和6年度阿賀野市地域包括支援センター運営協議会並びに阿賀野市地域密着型サービス運営委員会（兼 高齢者虐待防止及び感染対策委員会）
- 2 開催日時
令和6年5月29日（水曜日） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 3 開催場所
阿賀野市役所1階 第1・第2多目的ホール
- 4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）
 - ・委 員：藤森勝也、本間健一、本田吉穂、斎藤和俊、加藤弓起子、圓山イツ子、佐藤弘子、渋谷信和、清野美代子、嶋津厚子、皆川謙二
（11人中11人出席）
 - ・事 務 局：高齢福祉課 山崎課長、井上課長補佐、小見課長補佐
地域包括支援センター阿賀野 山崎センター長、川口主幹、田中主任
地域包括支援センター笹神 橋本センター長、清田係長、関口主幹
介護保険係 神田係長、長谷川主幹
（計11人）
- 5 議題（公開・非公開の別）
 - （1）会長・副会長の選任について（公開）
 - （2）重点事業の現状と課題、取り組みと方向性について（公開）
 - （2）その他（公開）
- 6 非公開の理由
なし
- 7 傍聴者の数
2人
- 8 発言の内容

（1）会長・副会長の選任について

○事務局： それでは、会議の議題に移らせていただきます。これより着座にて失礼させていただきます。

本日の会議は2月の任期改正に伴いまして、新たに委員を委嘱申し上げ、その後初めての会議になります。

皆様から自己紹介をしていただければよいのですが、時間の関係もあることから、お手元に配付の名簿に代えさせていただき、自己紹介は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、現在、この会議には、会長及び副会長が選任されておられません。議事（1）の会長、副会長の選任につきましては、会長と副会長が決まるまでの間、事務局の

方で進行させていただきます。

阿賀野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条、協議会には会長及び副会長を各1名置くとされ、会長及び副会長は委員の互選によりこれを選出すると規定されておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。事務局に一任させていただきます。

今まで会長につきましては、あがの市民病院の藤森勝也委員、副会長につきましては、はあとふるあたご水原多機能施設の本間健一委員からお引き受けいただいておりますので、再任ということで、会長は藤森勝也様に、副会長は本間健一様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(拍手多数)

ありがとうございます。皆様の賛成により承認されました。

藤森会長、本間副会長、よろしく願いいたします。お二人には席に、ご移動の方よろしく願いいたします。

それでは、会長、副会長からそれぞれ一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。初めに藤森会長よりお願いいたします。

○議長：皆さんこんにちは。あがの市民病院の藤森勝也と申します。

本日は地域包括支援センター運営協議会の会議にご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

引き続き会長ということで、この会を運営させていただきます。

コロナ感染症につきまして、2020年に起こりましたが、これで5年目に入りました。地域では、病院の方でも一週間に5人から10人ぐらいの感染者を検出しておりますので、まだまだ流行しているかなということと、またこの後遺症で悩んでいる方も大勢いらっしゃると思います。皆様感染にお気をつけていただければと思います。特に高齢者の方が罹ると、重篤な状況になりますので、注意していただければと思っております。

今課長のご挨拶にもありましたけれども、日本全体で超高齢化・少子化という状況になっておりまして、阿賀野市も人口3万9000人台で、高齢化率は36%近くになっています。

そして高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦世帯の増加、認知症が増加しているということも、問題になっています。

介護が必要な人たちを社会全体で支えようという、介護保険制度が2000年に始まりましたが、2024年からは、第9期の介護保険事業計画は、もうすでに始まっているわけでございます。

高齢者の方が、最後までこの住み慣れた地域で安心して最期を迎えられるように、その人らしく最期を迎えられるように医療、介護、介護予防、生活支援、これらをシームレスに、そして進化させながら、提供していく地域包括ケアが大切です。市の方も、取り組んでいただいております。今日は、支援センターの運営状況、取り組み状況についてお聞かせいただいて、皆様からご意見を出していきたいと思っております。

また、先ほどのご挨拶でもありましたけれども、我々自身も、高齢化社会に対して、一人一人の方々、住民の皆さんが、それぞれ周りの人たちに援助していくという、互助の取り組みが非常に大切だと思っておりますので、併せて各委員の皆様方も、取り組んでいただければと思っております。

開会のあいさつとさせていただきます。

○事務局 : ありがとうございます。続きまして副会長の本間様、お願いいたします。

○副会長 : 皆さんこんにちは。

本会議3期もしくは4期目でもう自分も少しわからなくなっておりますが、また今回もこのメンバーの中で、副会長という形で大役をおおせつかりまして、ありがとうございます。

阿賀野市の取り組みを毎年評価、確認させていただきまして、課題を振り返って、今年度また具体的な手法としてやっていく上で、1年に1度皆様のお顔を拝見させていただくと、いつも変わらない、笑顔の挨拶から入らせていただくということはすごく安心感のある地域だなということを改めて、思っております。

はあとふるあたごも阿賀野市に限らず、拠点の中でいろんな地域の方と触れ合っておりますが、そういった経験も含めて、私も微力ながら、皆様との意見交換などをもって、阿賀野市がより活性化して活躍できる地域になればと思っております。

2040年もあと15年だと、あっという間に42.1%の高齢化ということと、先生が仰ってくださった互助はすごく大事なのだと思っております。

民間だけでも公的機関だけでもなく、やはり地域の人たちとともにどのような形の地域をつくっていくか。その地域の課題に取り組みながら進めていくことは、自分ごととして、私15年後はちょうど60なんですよね。

そういった地域の中で安心して暮らせるように、自分が作っていくということも意識しながら、今日この貴重な時間を皆様とともに過ごさせていただければと思っております。

簡単ではありますが、いつもお世話になっております。ありがとうございます。
以上です。

○事務局 : ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は本会議設置運営要綱第6条1項の規定により会長が議長となりますので、藤森会長より議長をお願いし、議事を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 : はい。それでは早速議題の方に入りたいと思います。

(2)の重点事業の現状と課題、取り組みの方向性についてということで、事務局の方でお願いいたします。

○事務局 : はじめに本日の議題(2)について説明させていただきます。

(2)の重点事業の現状と課題、取り組みの方向性についてということで、地域包括支援センターでは、様々な事業を行っておりますが、中でも地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、資料の表紙裏面の通り、重点事業といたしまして、今年度は、1、介護予防、重症化予防の取り組みの充実、2、生活支援の仕組みづくり、3、身寄りのない高齢者の対応についての3点を挙げております。

これらについて、それぞれ担当から説明させていただきます。

重点事業の 1、2 につきまして説明申し上げます。

○事務局：それでは、介護予防、重症化予防の取り組みの充実について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

令和 5 年度は、介護予防が必要な人を的確に把握する介護予防・日常生活総合事業の充実、認知症対策の推進に力を入れて取り組むこととしておりました。

1 つ目の介護予防が必要な人を的確に把握することについては、9 ページ、10 ページ。介護予防事業の介護予防把握事業の概要と現状課題、令和 6 年度の方向性を示してございます。

まず最初に、虚弱な状態になりやすい方を早期に把握するために、70 歳、75 歳ですでに要支援・要介護に認定されている方を除いた全員に調査票を送付し、70 歳は約 80% の 538 人、75 歳は、約 85% の 559 人から回答がありました。

このうち、加齢に伴い、心身の機能が低下し、健康な状態から介護状態へと移行する中間の段階に当たるフレイル該当者が、70 歳では 120 人、75 歳では 133 人でした。この中で、何らかの動きにくさがあり、運動器の向上機能が必要と判断された方々へ個別に訪問を行って、詳細な状況を確認するとともに、短期集中の通所型サービス C をはじめとする介護予防事業の利用を促しました。

また、取得したデータは、新潟大学医学部に設置した健康寿命延伸運動器疾患医学講座へ提供して分析し、得られたデータを健康講座塾、介護予防講演会で住民に向けて発信しました。

令和 6 年度からは、この取り組みが始まった令和元年度に 70 歳となった方が 75 歳に到達し、調査対象となります。

この 5 年間における変化なども併せて、新潟大学とともに分析し、有効な介護予防支援策を構築していきます。

2 つ目の介護予防・日常生活支援総合事業の充実については、5 ページから 8 ページに記載の第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業と、11 ページから 14 ページにかけての介護予防普及啓発事業、水中運動普及事業に記してございます。

第 1 号訪問事業の訪問型サービス C は、保健師が週 1 回、3 ヶ月間、対象者宅を訪問し、リハビリテーション専門職が立案したプログラムに沿ってサービスを提供することで、心身機能や生活行為動作の改善を図るものです。

対象者の意欲向上、生活動作の安定化や外出機会の増加など、効果が見られた一方、関わりが終わると、1 人で運動を続けることが難しいなどの課題も見られています。取り組みやすい運動の提示と併せ、意識の啓発も必要です。

第 1 号通所事業の通所型サービス C は、これまで定員を満たすだけの参加人数を得られなかったことから、広報で周知するなど、周知方法を見直すとともに、職員による勧奨をこれまで以上に積極的に行いました。

その結果、各クール 20 人、計 40 人の定員をほぼ満たすことができ、平均の出席率も 90% 前後、参加者のほぼすべてで何らかの機能向上が得られました。

一方で、訪問型サービス C と同様、教室の終了後に運動等を続けることが難しいとの話もあります。今後は意識変容を促すような取り組みの工夫も必要です。

介護予防普及啓発事業では、健康講座塾と同時開催した介護予防講演会の他、元気づくり教室も 2 地区で開催することができ、1 地区では終了後も、地域内の数名が中心となって、月 1 回、定期的に集まり、開催しております。

今後は、新たな集まりの構築だけでなく、既存の集まりの維持や休止箇所の再開

に向けた取り組みにも、この事業を活用していきたいと考えております。

水中運動普及事業は、令和5年度に健康推進課から事業が移管されました。登録者数や参加延べ人数は減少傾向が続いており、参加者の高齢化、疾病等による自身の体調不良などが原因です。

心身機能調査のアンケートでは、「生活に張りが出た」、「風邪を引きにくくなった」「友達が増えた」との回答が多くあることから、新規参加者の増加に向け、魅力ある発信の方法などを工夫していく必要があると考えております。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となります。「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」という市として、目指す姿に近づくよう、これまでの取り組みをさらに1歩前へ進めていくことが求められていると意識しております。以上で、介護予防、重症化予防の取り組みの充実について説明を終わります。

続きまして、取り組みの2つ目、生活支援の仕組みづくりについて説明させていただきます。

生活支援の仕組みづくりは、介護保険を利用しないサービスの仕組みづくりとボランティア確保や、自治会単位の支え合い活動の支援により、多様な支え合いの仕組みづくりを推進する。

2つ挙げていますが、併せて説明させていただきます。

介護保険を利用しないサービスの仕組みづくりとは、介護保険に頼らないサービス、介護保険ではできないサービスの創出を目指すものです。資料の15ページ、16ページをご覧ください。

事業名は一般介護予防事業、地域介護予防活動支援事業です。

事業の概要は、介護予防に関わるボランティア等の人材育成や、介護予防に関わる地域活動組織の育成と支援です。

令和5年度は、令和4年度以前にボランティアを育成するための養成講座を受けた方々を対象にスキルアップ講座を行いました。参加人数と内容は資料のとおりです。

地域のサロン数は、コロナ禍で集まることができない時期が長くなり、参加者の超高齢化、ボランティアの高齢化等で年々減少傾向にあります。

地区活動組織支援事業は、地域のサロンや老人クラブ、自治会の集まりに包括の職員が出向き、また、地域リハビリテーション活動支援事業では、市内の病院、介護保険施設のリハビリ専門職が地域の集まりに参加して、介護予防の講話や体操を実施しました。

17ページの拠点の居場所ふれあい広場は、市民ボランティア団体が運営しております。デイサービスほどの介護は必要としない高齢者の集まりの場として、ロコミで参加者が増えてきています。

令和5年度は途中で休むことなく、通年開催をすることができました。

課題といたしましては、新たなボランティアが増えないため、ふれあい広場を継続的に運営することへの不安や、ふれあい広場の1日開催が難しくなっていること、新規希望者の受け入れ制限も生じかねないこと、ふれあい広場の送迎希望者が多く、ボランティアの高齢化もあり、送迎ボランティアの確保が困難等の課題があります。

令和6年度の取り組みと方向性としては、住民主体の通いの場である、ふれあい広場の役割が、今まで以上に重要であり、地域の軽度認知症高齢者や、虚弱高齢者

の支援策になっています。

ボランティアの育成と、市内のリハビリテーション専門職の地域支援によって、高齢者を支え、さらに関係性を築き、ちょっとした用事足しや買い物等の付き添いを支援することで、お互いが支え合う地域と仕組みづくりを目指していきます。

続いて 41 ページ以降の生活支援サービス体制整備についてです。

生活支援サービス体制整備事業として、生活支援コーディネーターと、第 2 層生活支援協議会である地域支え合い推進会議委員が連携し、阿賀野市の地域包括ケアシステム・支え合いの地域づくりを目指していくものです。

地域支え合い推進会議は、平成 28 年 8 月に 4 地区で発足し、2 年の任期で委嘱させていただき、4 地区全体で 36 人の方々が、今年度 7 月末で 4 期目が終わります。今のメンバーの方々には任期を継続していただき、新たに今後の課題となる移動のための移送に関わるの方々にもお願いする予定であります。

令和 5 年度の生活支援コーディネーターと地域支え合い推進会議委員の主な活動は、定例会を 4 地区で延べ 12 回開催し、ふれあい広場の利用状況や、広く市民に活動内容や地域の支え合いの必要性を知っていただく市民フォーラムの内容の検討、自治会座談会並びに自治会支え合い実践事業の進捗状況、あがの支え愛隊登録事業所の増加等について話し合いを行っています。

協議会推進の全体会、研修会を行い、協議体推進員の役割について再確認いたしました。

令和 6 年度は、生活支援コーディネーターが交代となりました。そして、今もこれからも高齢化による足腰の問題と、運転免許返納によって生じる地域課題、「出かけたいときに出かけられる」移動・移送について、市役所内の関係課と連携をとりながら課題に取り組みます。

さらに有償の生活支援サービスや自治会内の支え合い、市内事業所の多種多様な支え合いの担い手を募るなど、生活支援コーディネーターと一緒に支え合い、助け合い活動を推進していきます。以上で終わります。

○事務局：それでは続きまして、重点事業の取り組みの三つ目の欄になりますけれども、身寄りのない高齢者の対応について説明させていただきます。

お手元の資料は 19 ページ。(2) に概要が載っております。併せて 20 ページをご覧いただきながら聞いていただきたいと思います。

少子高齢化が進展する中、単身高齢者世帯が増加しております。市の統計では、令和 6 年 3 月 31 日現在、全世帯に占める 65 歳以上の単身高齢者世帯は 15.4% になっています。国の推計によると、2050 年には全世帯に占める 65 歳以上の単身世帯は 20.6% を占めると試算されておりまして、団塊世代や団塊世代ジュニア世代が高齢期に入ること的背景に、この状況はさらに加速するものと思われます。

単身高齢者世帯が急増する中で、顕在化した課題は身寄りのない高齢者の対応です。子供や兄弟もいないため、身寄りがない、親族がいても疎遠で頼ることができない 65 歳以上の人を身寄りのない高齢者と呼びます。

令和 5 年度 12 月末現在の数値になりますが、緊急連絡先がない 75 歳以上の単身者は、市内で 110 人です。内訳は、水原地区 44 人、京ヶ瀬地区に 4 人、安田地区 29 人、笹神地区 33 人となっております。

登録済みの緊急連絡先の方が亡くなっても、その子や親族に緊急連絡先を頼めない、近隣に親族がいても、親族側から登録を拒否されるなど、理由は様々です。

また家族、親族がいればできることを身寄りのない高齢者の場合は、ケアマネージャーなど、支援者が業務外の支援として、善意で行っている場合もあり負担が大きい現状です。

令和5年度は、庁内関係課、消防、社会福祉課、健康推進課、高齢福祉課と4回会議を行い、身寄りのない人の対応について、現状と課題を共有しました。

さらに、関係機関を交えた研修会を開催し、関係者70人が参加し、課題の整理を行いました。

課題の一部を紹介いたしますと、身寄りがなく、身元保証がないため、入院や施設に入所ができない、アパートが借りられない、家の処分ができない、手術や検査の同意や判断をする人がいない、死亡時の対応としては、遺体の引き取り、遺骨の扱いなどです。

これらの課題に関しては、地域の共通ルールを提示したガイドラインを作成することで、身寄りがなくても、医療、介護、福祉、生活支援サービスをスムーズに利用できる体制を整えることになりました。

令和6年度の取り組みの方向性としては、関係機関とのワーキングチームを立ち上げ、ガイドラインを作成します。また、ガイドライン作成の過程を通して、対応手順やチーム支援を明確にして、支援者1人で問題を抱え込む困難感の解消に繋がるよう、取り組みを進めてまいります。以上です。

○議長：以上で重点事業の説明が終わりました。

それでは、これまでお聞きした中で、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等いただければと思います。

○A委員：民生委員をやっていますAと申します。

ふれあい広場の件ですけれども、高齢者も前は、階段をポンポン上りながら入ってきた高齢者が、だんだん2人で支えられてやっと入ってくる高齢者もおられます。それでボランティアの中には、果たしてふれあい広場のボランティアが、それでいいの？という感じを思い浮かべる方もおられます。

ただ、包括さんはどういう考えでそういう人達を見ているのかわからないけれども、ボランティアさんからしてみれば「ちょっと違うんじゃないか」という声も出てきています。

「もううちの対応じゃないよね」というのもありますので、そういうところも今後考えてもらえばありがたいと思います。

あと、今20ページのところで、令和6年度の事業の取り組みの方向性とありますが、地域のサロンと民生委員協議会の定例会などというのもありますけれども、果たしてそれだけの対応でいいのか。

私よく言うけど、何でもかんでも民生委員のあれではないよねと。やはり民生委員だけでも大切かもしれないけれども、その他にもっと市役所のいろんな部署と連絡を取り合って、民生委員さんと一緒にやるのはわかるけれども、なんかこのまますぐ表立って民生委員という感じになりますので、そういう点。今特に、民生委員さんの成り手が少ないというのもあります。実際には、阿賀野市でも定員が100ちょっとのところ、90名位しかいないけれども、そういう点も考えてくれてもいいかなと思っています。

ここで言うのも変なのかもしれないけど、正月に地震がありましたよね。

その時に、まず市役所の課長たちが全部市役所集まったと思います。あと、私たち高齢者の方の名簿を持っていますけども、そのときに、まず、高齢者のところの安否確認を行ってください。民生委員さんは、1人で5つ6つの地区を掛け持ちしているんですよ。あと消防の方の関係のところは、一応安否確認してくださいという話があったそうですけれども、なぜそのときに、総務の方から自治会長さんの方への連絡がないのか。その点をもう少し市役所の方も考えてもらいたい。

私、会議のたびにそれを話しています。果たして今後どのような対応をとられていくのか。民生委員さんも自治会長さんよりは、結構高齢になっています。実際に。その点、こんな話聞くのも初めての方もおられるかと思います。今回の正月の地震のときの対応。やはりそういうのを新しい市長さんにもなりましたので、しっかり考えてもらえればありがたいと思います。私はわかることしか言えませんので、よろしくお願いします。

○議長 : A委員ありがとうございました。

民生委員さん、大変ご苦勞されてるんだなあということですね、我々いつも感謝の気持ちを持って対応したいと思いますが、どうですか、市の方々は。今のふれあい広場の件、それからいくつかの事業について民生委員さんのお力を借りているわけですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 : 大変貴重なご意見ありがとうございました。いつも民生委員さんには本当に大変ご苦勞をおかけしておりまして、年々高齢者、一人暮らしの高齢者の方が増加するに伴って、民生委員さんのご負担の方も増えているなどというのは実感しておりまして、地域のお力としては私たちも頼りにさせてもらっているところです。

しかし今ほどありましたように、地震などの緊急時の対応につきましては、どうしても地域の皆さんにお力を借りざるをえないような状況がありまして、今回の地震の対応につきましては、市役所の方としても、振り返りをしながら、どこが至らなかったとか、今後改善すべき点というのは、関係する課と話し合いをしながら、改善をしていきたいと考えております。

ふれあい広場につきましては、特に笹神地区が、ちょっと足腰の弱った人が大勢参加されていて、ボランティアさんの負担も大変多くなっているなどというのは日々感じているところですけれども、どうにかそこで踏みとどまっていただきながら、それよりも悪くならないように、介護に移行しないような取り組み、地域で集まる場としてふれあい広場を今は活用させていただいているので、できるだけ長く続けていけるように私たちも支援をしていきたいと考えております。

○議長 : よろしいでしょうか。

高齢者の1人世帯が非常に増えているので一般論からすると、そういう方々に社会の方に出ていただいて繋がりを少しでも作っていくことが大切と言われておりますので、ふれあい広場を設けて、そちらの方に来て、人と人が話し合うということが大切なかなと思っておりますけれども。

皆さんご尽力いただければと思いますが、民生委員さんに対しては市では、例えば5年やったら、表彰するとか、感謝状を渡すということはあるのですか。

○事務局 : はい。民生委員さんを長くやっていただいた方には社会福祉課の方で表

彰しております。

○議長 : そういったことをやっていただきながら、ご苦労されているので、感謝の気持ちをみんなで表せばいいのじゃないかなと思いますね。

他にいかがでしょうか。説明の中で何かご意見等ありましたら。

それでは時間は限られておりますけども、せっかくですから委員の皆さん方から一言ずつ、感想でもよろしいです。ご意見等ありましたらお聞かせいただければと思いますけど。B先生、いかがでしょうか。

○B委員 : Bクリニックをやっております。私の個人的な経験で言いますと、救急車で搬送されてくる高齢者で、全く身寄りがない、どなたも親族もいない。果たしてこれで返していいのかということが結構頻回になってきてまして、帰りもタクシーに乗せて、じゃ家までって、タクシーの運転手さんに頼んだりするんですけど、その後どうするのだろうなと思うこともしばしばありまして、困った経験が結構最近ありました。今日のお話聞きますと、そういう方が確実に増えていると感じました。身寄りのない方の、何かあったときどう対応されているのかと思ひまして。今日、さっきのお話を聞いたんですけど、社会の活動に出てきていただくことも大事かもしれないですけど、救急時の対応をどうされているのかなと感じていました。

○事務局 : はい。身寄りのない人の救急時の対応ですけれども、大体は包括支援センターが同行して、病院まで行ったりとか、入院となれば親族を探して連絡を取ったりとか、対応は市の包括支援センターの方でほぼしております。

○B委員 : では救急車で来られている場合は包括支援センターに相談していいということですか。

○事務局 : はい。

○B委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 : これからそういう事例が非常に多くなってくるかと思ひます。包括支援センターの仕事も多いかと思ひますけれども、頑張ってください。本当にお困りのときでありましたら、病院の方に連れてきて相談してください。よろしくお願いいたします。それではC委員、いかがでしょうか。

○C委員 : C歯科医院のCと申します。歯科の方はちょっと関係しないかなという、この課題なのですけど。素朴に疑問に思つたことは、民生委員は、今どのぐらいの数がいらっしゃるのかと。あと、民生委員さんの先ほどの意見で、すごく苦労されているということからルールとかあるのでしょうか。何かでやるとかそういうのがルールとか、決まった部分があるのでしょうか。素朴な疑問で申し訳ないですけど。

○A委員 : 任期は3年ですね。変な時に変わるのですよ。令和4年の12月1日か

ら7年の11月30日までです。それが3年間になっています。

民生委員は、多分2地区か4つか5つぐらい抱えております。そこで、3年ずつグルグル回るところもあります。私見ていても10年、11年目かな、それぐらいをやっている方もおられます。

3年では、どうすればいいのかわからないような感じで、2期6年ぐらいやって、民生委員はこういうものかなと。もう3年、10年ぐらいやれば何とか大丈夫だと思います。特に今回なられた方、あと前回なられた方はコロナの関係で、定例会とか、高齢者のところの安否確認の個別訪問とか、なかなかできない状況でした。その関係で電話だけでも、まず対応というような感じでOKなのです。

ですけれども、自治会長さんも毎年1月、2月、3月に皆さん変わります。そのために、一応民生委員の会長としてみれば委員さんの方に、「もし自治会長さんがかわりましたら、B5の紙でもいいので名前と住所と電話番号、携帯番号とか書いて、もし緊急の時がありましたら連絡くだされば、あと高齢者の問題とかあったら連絡してください」という話をしてください、と言っています。特に今年代わられた方は、正月に地震がありましたね。万が一、この地区は水害があるとか、ないとかだいたいわかりますので、こういった場合、役員の方で、誰がどの高齢者を避難させるとか、誰がその安否確認とか、自治会でよく話し合いをしておいてくださいよと。それは、毎年その新しい年度になると委員さんにも話しています。

ただ、委員さんが今、笹神地区で20名ぐらいかな、2名欠員しています。水原の方でも4名が欠員していますので、毎年同じことを言っていますけれども、個別のことなので、本人たち一人一人、聞くわけにもいかないので一応回っていると思っています。それがちょっと不安なのですけれども、定例会が月に1回ありますけれども、以前は、高齢者や会社を辞めた方とか、主婦とか結構大勢いたので、大体全員が出席するというような感じでしたけれども、今だんだん成り手がなくて、民生委員さんの方も、だんだん若返りしていきました。それで仕事を持っている方もありますので、定例会に来られるときは来ると、駄目な時は駄目という感じになっていますので、その点がちょっと大変ですけど、一生懸命委員さんとコミュニケーションをとりながら、少しでも高齢者のために、まずやっといこうよという話し合いは時々しています。

○議長 : ありがとうございます。それではD委員いかがでしょう。

○D委員 : 私、デイサービスで働いているのですけれども、デイサービスの利用者さんの中でも、身寄りのない方が、一握りですけどいたりして、そういう方が具合悪くなったりとかすると、なかなか対応が難しいところもあったりするので、この令和6年度にワーキングチームで、ガイドライン作成に取り組むというのは、非常に期待が持てると思いました。

○議長 : はい。ありがとうございます。その通りだと思います。

ガイドラインは、ちなみにいつぐらいまで作られますか。明言できますか。

○事務局 : ワーキングチームを立ち上げて何回かやっていく中で、今年度中に素案ができればと思っています。

○議長 : はい、わかりました。ちなみにこの運営協議会は年に1回だけですよね。1年に1回、皆さんとの顔合わせですから。来年にはできるのでしょうか。

○事務局 : 頑張りたいと思います。

○議長 : はい。わかりました。よろしくお願いいたします。それではE委員さんをお願いします。

○E委員 : はい。在宅で介護支援専門員、ケアマネージャーをやっております。Eと申します。

今話題に挙がっている身寄りなし研修会が昨年度行われたときに、警察の方、消防の方、それからJA葬祭の葬祭場の方が来られていて、ケアマネージャーはこういう方たちと初めてお会いしたわけなのです。その時に、身寄りなしケースのお話をいろいろ、私どもも情報は持っているのですが、病院の方や葬祭場の方は、もっともっと深いものをお持ちで、少しずつ話していただいて、身寄りなしは、最後こんなふうになるんだねと、目の当たりにしましたので、介護状況になっているそのときにも、なるべく身寄りなしにならないようにするには、どこどこに繋がればいいのか、そういったところを私ども垣間見たところです。

この今年度ワーキングチームを立ち上げますよという、包括からの投げかけが確かにありました。なるべくケアマネ協議会では、そこに参加をして、協力させていただきたい。

身寄りなしで救急で運べない、誰も見てくれないというところを何とかしていただこうと、私どもも協力したいと思っていました。

○議長 : はい。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それではF委員。

○F委員 : はい。阿賀野市で身寄りなしが110人で、内訳も44人が水原、私京ヶ瀬なのですが、京ヶ瀬が4人、安田が29人、笹神33。なんかこうすごい数字で、京ヶ瀬は何で低いのかなというような、身寄りのない人の数字にちょっとびっくりして、今E委員の話を聞いていても、まだ何か私の世代でその身寄りがどうしてなくなるのか。親がいて子がいて、なぜその血縁がどうなるとそうなるのか、まだ実感がないです。

何か不思議な感じがするのですが、でも現実はこのことが本当に起きてくるのだなというのは、今こうして、自分に言い聞かせながら考えないといけないという思いに入っております。

それと、私京ヶ瀬サロンの代表をやっておりまして、京ヶ瀬は資料を見ていただくと、回数も少ないですし、人数も少ないのですが、モットーがありまして、現在、98歳のおばあさんが京ヶ瀬サロンに来てくださっていらして、デイサービスも行っておりませんし、そういう施設も全く利用していなくて、何とか100歳までというのを目指して、その方を盛り上げて、それに続いて私たちボランティアの方も力をもらいながら、何かできたらいいなという、夢を持っておりますので、ぜひそう

いうふうになったら、皆さんから祝福していただきたいと考えております。以上です。

○議長 : はい。ありがとうございました。確実に社会は高齢化しておりますので、現実問題、日本の地方都市はどこも一人暮らしの高齢者が増えておりまして、ご家族が近くにいらっしゃらないで、他県にいらっしゃるの、確実に5年10年15年とそういう方が増えていくことが実感されてくるだろうと思います。

またF委員が今支えてくださった方ですね、ぜひ皆さんで盛り上げて、祝福してあげていただければ。はい。ありがとうございます。

G委員いかがでしょうか。

○G委員 : 今年からこの会議に参加させていただいております。

私も地域の笹神地区のふれあい広場の方でボランティアに参加させていただいております。年々参加者が増えまして、去年は1回当たり22名ぐらいの方が平均で来られていました。まだ増えるような傾向ですが、ボランティアの方が、利用者と同じで高齢化していきますし、お辞めになる方もいるし、声をかけてもなかなか増えないような状況で。と申しますのは、今65歳過ぎても、就業されている方もいらっしゃるしまして、なかなか確保が難しいな、ということは感じております。

あと個人的に、私は実母と2人暮らしなんですけど、ちょっと認知症を患っております、B先生のところに数年お世話になり、去年、一昨年ですか、包括支援センターさんの方から要支援と認定していただき、ちょっと進んで、去年、要介護1となりました。

そういう状態になりましたけれども、私、介護というのは初めてでして、全然右も左もわからなかったのですけれども、包括支援センターさんからいろいろと教えていただきまして、いろんなサービスを受けさせていただきまして、本当にありがたいと思っております。これからもよろしく願いしたいと思っております。

○議長 : ありがとうございます。H委員お願いいたします。

○H委員 初めまして、今回から初めて参加させていただきましたHと申します。よろしくお願いいたします。

今、身寄りが無いというお話が出てきてたのですが、身寄りは一応あるのですけど、私のいとこも一人暮らししているのが、妻もいなく、それから子供もいなく、ちょっと体を壊して入退院を繰り返し、ただこの近くにいないものですから、私も手を差し伸べるわけにいかなくて、近くにいいところが、時々顔を見せているのですけれども、この前、ちょっと危ないという話がありまして、どうなるのかなあと。都会の話かなと思ったら、阿賀野市も結構大勢いらっしゃるの、町内をぐるっと回って見たら、一人暮らしが結構いるなど。ただ身寄りなしがいるかどうかまではちょっとわかりませんが、一人暮らしが多い。あと、2人暮らしが多い。

うちはちょっと多くて、7人ですけれども、7人というところはあんまりないような感じがします。子供たちが出ていくかもしれませんけれども、そうなったときには、包括のお世話になるのか、どちらのお世話になるのかわかりませんが、お願いしたいと思っております。

あと今ふれあい広場の方に関わっていますけれども、ふれあい広場の人数が増えました。毎回 30 人近くいらっしゃいますけれども、ボランティアは全員で 15 名、そこに会長さんと私の 17 名でまわしています。

やっていけるのかなっていうのが今の心配です。ただ運転手さんのボランティアが、今増えてきまして、何とかまわっていますけれども、ボランティアが本当に少なくなって、それとあと 80 歳を超えた方もいらっしゃるの、いつ、駄目になるのか、本当に包括に相談しなきゃ駄目だね、という話が出ています。どうやったら増えるのかしらという心配をしています。そんなことですけれども。はい。ありがとうございました。

○議長： はい。ありがとうございました。ふれあい広場ですね、支えていってあげていただければと思います。ありがとうございました。次に I 委員お願いいたします。

○I 委員 はい、I と申します。

身寄りのないお年寄りについてでございますけれども、私ども生活保護の業務を行っておりまして、最近特に一人暮らしでの高齢の方が増えてきているような状況にあります。

そうしますとどうしても入院であるとか、入所の場合にご家族がいない、またすぐに駆けつけてくれる方がいないということになると、難しい面もあったりしております。

先日、訪問したご家庭の方は、70 代の方で、結婚されていなくて、子供さんもないという、全く 1 人の方です。

その方はすでにご自身で、遺言状を作成されておりまして、延命希望しないとか、あと亡くなった後の納骨についてどうするかといったことをもうご自身で用意されておりまして、ただそれを誰がどうやって保障するかというのが非常に課題になっております。

民間の NPO 法人で、そういった成年後見等の手続きの支援をされてらっしゃる団体もありまして、そちらの方と契約しながら、顧問弁護士も含めて、ご本人の意思に沿った形で実現できるような形でできないかというところを今、検討している状況です。

お 1 人ずつ事情は異なりますので、なかなか難しい問題なのかなと思いながら、やっております。

○議長： はい、ありがとうございました。貴重な情報ありがとうございました。それでは J 委員いかがですか。

○J 委員 はい。ありがとうございます。今日この内容でふれあい広場の現状というか、いろいろ教えていただいてありがとうございます。

当初の立ち上げのころに、少し支え合いのメンバーとして水原地区でも参加させていただいたときにゼロから立ち上がったところもあって、安田さんが最初あって、つい最近だと思ったら、これぐらいの延べ人数の活動というのは、やはり会に関わる皆さんのご尽力なのだろうと改めて思いました。

毎回 20 人、30 人いらっしゃって、次の課題が、今そのボランティアであったり、

役割の担い手で、なるほどこういうことが次に生じてくるのだろうなど。改めてサロンの数が減る中、こういった会に参加するニーズが増えているということは、地域に必要とされているのだなということを改めて感じたので、現状この課題にきちっと取り組みながら、また進めていくことがこの会の本来の必要性が地域の中にあるということの立ち返りの中で、また来年どのような形の課題が新たに出て、今回課題が少し返されるかなと、本当にお互いの協力関係だけなのかなとは思いました。ありがとうございます。感想までです。

○議長 : はい。ありがとうございます。皆様方から、いろいろご意見をいただきました。

やはり多いのは地域での身寄りがない方の問題ということでございますので、繰り返しになりますけれども、ガイドラインを作っていただきながら、皆さんに提示していただければなと感じます。

お時間もありますので、この2番の重点事業の現状と課題は、これで終了させていただきます。

3番の方に移らせていただきまして、その他虐待防止についての指針、それから感染症の予防及び蔓延防止のための指針の案について、業務継続計画について事務局の方からお願いいたします。

○事務局 : はい。それでは(3)のその他といたしましては、このたびの介護保険制度の改正に伴いまして、虐待防止についての指針と、感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成が義務づけとなりました。それぞれに委員会を開催することが盛り込まれております。

そこで、それぞれ委員会を新たに立ち上げ、開催することは、お忙しい中参加いただく委員の皆様のご負担も増すとともに、会議開催が増加することなど、業務の効率化の観点から、なるべく既存の会議に兼ねて開催できないかと検討してきたところでございます。

このようなことから、この運営協議会をそれぞれの委員会として兼ねさせていただき、ご審議いただくことといたしました。

また③の業務継続計画の策定につきましても、併せてご報告させていただきます。

まず初めに、高齢者虐待防止のための指針についてです。当市の地域包括支援センターは、市の直営となっております。当然市の役割としては、高齢者虐待の予防と発生時の対応等につきましては、高齢者虐待防止マニュアルがすでに整備されておりますが、介護予防支援事業所としてこの度指針を別に定めました。

内容につきましては、説明は省かせていただきますが、普段から、高齢者虐待について、職員への研修機会の確保や、虐待発生時には、適切に対応していきたいと思っております。

続きまして、②の感染症の予防及びまん延防止のための指針についてです。

感染症については、利用者本人、家族、職員の健康と安全を継続的に守るため、平時からの対策と感染症発生時の対応につきまして、それぞれ、業務継続計画の中に定めており、指針の内容につきましては、業務継続計画に基づき実施することとしております。

③の業務継続計画につきましては、感染症発症時と災害発生時においても、その

状況に応じて適切に事業運営を継続していくために、今年度から計画策定が義務づけられたものになります。皆様のお手元に本日お配りしてあります。

作成にあたっては、国のガイドラインに基づき、センター内でチームを作り、内容について検討してまいりました。

しかし、これで完成ということではなく、今後も研修や訓練を実施しながら、必要に応じて、内容の方は見直しをしていきたいと思っております。以上で（3）その他についての説明を終わります。

○議長：事務局の説明が終わりました。

改正によって、新たな指針の策定が義務づけられたということでありまして、それに伴って委員会は、この運営協議会が兼ねるということでありました。

今ご説明のあった内容につきまして、委員の皆さんでご意見、ご質問等あったら頂戴したいと思いますけど、よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○E委員：感染症の計画と同時に、本日いただきました自然災害発生時のところの一枚めくりますと、ハザードマップなどの確認の中にあります、一番下から、1番目、2番目、液状化マップと危険度マップは、ホームページにありますか。

○事務局：はい。別に定めてあるもので、ここには載せてないのですがもあります。

○議長：皆さん誰でも確認できることが大切です。おっしゃる通りだと思います。他にございますでしょうか。

ではないようですのでこの指針は、実行していただくということで、お願いしたいと思います。

続きまして報告事項の方に移らせていただきたいと思います。事務局の方からまたお願いいたします。

傍聴席で傍聴されている方は、ここでご退席いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。はい。ご苦労様でした。

○事務局：それでは事務局より報告事項が2つございますので、各担当の方からご説明させていただきます。

○事務局：事前にお配りしました、令和6年度介護予防支援業務契約事業所について報告いたします。

今年度の契約締結事業所が27事業所で、昨年の4月と比較して3事業所の増となっております。内訳としまして、事業所の廃止が1事業所、阿賀野市の利用者が現在いないとの理由で契約を見合わせたいと申し出があった事業所が1事業所、そして新規契約の事業所が5事業所となっています。以上、簡単ではございますが、介護予防支援業務委託契約締結事業所についてご報告させていただきました。ありがとうございました。

○事務局：それでは、私の方から本日の議題にございます、報告事項、地域密着

型事業所の指定に係る報告について、お手元の資料、A4 資料 2 枚の資料にてご説明させていただきます。それでは着座にて失礼いたします。

それでは改めまして、資料の 1 枚目になりますが、「阿賀野市介護予防地域密着型サービス事業所及び介護予防事業支援事業所基準該当居宅サービス事業所の指定状況一覧」をご覧ください。

令和 6 年 5 月 1 日現在、サービス種類ごとの事業所数については、地域密着型特別養護老人ホームが 3 事業所、グループホームが 5 事業所、地域密着型通所介護が 6 事業所、小規模多機能居宅介護が 1 事業所、介護予防支援事業所が 2 事業所、基準該当居宅サービスが 1 事業所の合計 18 事業所となっております。

ちなみに令和 5 年度中に新たに指定した事業所はございませんでしたので、事業所数には変更はございませんでした。

今後地域密着型サービス事業所の新規指定申請があった場合、阿賀野市地域密着型サービス運営委員会で、皆様方にお諮りいたしますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2 枚目の資料、運営指導の実施状況及び保険給付費の状況をご覧ください。まず、運営指導の実施状況ですが、令和 5 年度に、7 事業所に対しまして実施いたしました。その際指導事項等はございませんでした。

今後事業所に対し、運営指導を通じて、適切な地域密着型サービスの提供ができるよう、指導及び助言に努めてまいります。

最後に、保険給付費の状況でございますが、令和 4 年度と比較したところ、件数では、地域密着型通所介護の利用回数が減少しておりまして、その代わりに保険給付費の総額については、増加しております。第 8 期介護保険事業計画につきまして、計画通りとなっております。以上、報告を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 : はい。ありがとうございました。

ただいまの報告事項に対する事務局からの説明でございますけれども、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

運営指導につきましては 7 事業所行いまして指導事項はなしということですが、例えば今回非常に全国的にも問題になっている高齢者虐待問題というような点については、監査されてる方がどのような着目点でされているかわかりますでしょうか。

○事務局 : はい、運営指導につきましては、事前提出資料等を踏まえまして、虐待防止に関して、報告をお願いしておるところでございますが、実際発生した疑いがあった場合は、こちらの方で運営指導もしくは監査という方法で対応させていただきますが、運営指導でその際に虐待防止の関連で虐待があるかどうか等資料の方で確認をさせていただいております。

そのような取り組みをさせていただいておりますが、この資料の通り指摘事項なしということで虐待に関してもなかったということでございますので、今後も確認をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 : はい、ありがとうございました。委員の皆さん、よろしいですか。

新型コロナウイルスの感染症の施設内での防止の対応についてはいかがでしょうか。

か。今のこの運営状況のチェック項目の中にももちろん入っているのではないかと思いますけども。どのようなチェック項目でやっているのかがもしわかりましたら、教えていただければと思います。

○事務局 : お答えいたします。

私どもの方で運営指導の際に、コロナウイルスの関係で、何が違うかどうかということ、運営指導上には挙がってきてはいないのですが、今回の業務継続計画だったりとか、感染症まん延防止につきましては、令和6年3月31日までに作成するというので、国の方が指針であったり、計画であったり、委員会、今年度以降は運営指導については、この業務継続計画が策定されているか、まん延防止の指針、虐待防止の指針が作られているかどうかというところは、ある程度確認させていただくということになっております。

○議長 : はい、わかりました。ありがとうございます。

各施設で感染対策に関するマニュアルとかあるかと思えますし、また隔離の基準も決められていると思えますけれども、これらを確認されていると思えます。

皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは事務局の方から何かご連絡ありますでしょうか。

○事務局 : はい。

今回の会議の議事録についての連絡です。

議事録案ができましたら、委員の皆様へ送付し、内容の確認をお願いしたいと思います。その後修正したものを市のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 : はい。ありがとうございました。

それでは特に皆さんの意見もないようでございますので、この令和6年度阿賀野市地域包括支援センターの運営協議会、そして地域密着型サービス運営委員会を終了させていただきたいと思えます。

私の仕事はこれで終わらせていただきまして事務局にお返ししたいと思います。

よろしくお願いいたします。